

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### 告 示

ページ

- 障害者自立支援法による育成医療、更正医療及び精神通院医療に係る  
指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 1 5 6 9

### 公 告

- 北九州市屋外広告物条例による講習会の実施【建設局総務部管理課】 1 5 7 0

北九州市告示第241号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院及び診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
黒崎中央医院	北九州市八幡西区藤田四丁目2番6号	平成24年5月7日

2 調剤（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
貫葉局	北九州市小倉南区中貫一丁目20番36号	平成24年6月1日

北九州市公告第399号

北九州市屋外広告物条例（昭和38年北九州市条例第68号）第24条第1項の講習会を次のとおり実施する。

平成24年6月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開催日時

平成24年8月31日（金）午前9時30分から午後5時30分まで

2 開催場所

福岡県糟屋郡篠栗町大字田中315番地1

福岡県建設技術情報センター 3階 大会議室

3 講習会の教科

(1) 屋外広告物に関する法令

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講資格

年齢満15歳以上の者（平成24年8月31日現在）

5 受講申請書の受付期間

平成24年8月10日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）

6 受講申請書の受付場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建設局総務部管理課